保育料・副食費のお知らせ

毎月の保育料や副食費は、世帯の市民税額等により決定します。

4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月

令和6年度の課税状況で算定

令和7年度の課税状況で算定

※ 令和5年1月~12月の収入から算定

※ 令和6年1月~12月の収入から算定

- ・父母等に国外での収入がある場合は、保育料等の算定に含めます。
- ・未申告者や、転入者等で課税資料の提出がない場合は、最高階層で決定します。
- ・ 家計の主となっている人(生計の中心者)が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市民税の 所得割額等を保育料等の算定に含めます。
- ・月途中の入退園の場合は、利用日数に応じて保育料を日割り計算します。

ただし、認定こども園を利用し月途中で認定切替(2号⇔1号)になった場合は、月初における保育料がその月の保育料となります。

令和7年度 日立市保育料等徴収基準額表

- ※判定の基準となる市民税課税額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等による税額控除をする前の金額です。 (ただし、調整控除を除きます)
- ※幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児の保育料は無料です。
- ※日立市独自の軽減として、0歳児から2歳児の第2子の保育料(下表太字の網掛け部分)の無償化を実施します。

| 保育認定 0歳児から2歳児 | 階層 区分 | 市民税課税額 | 保育料(月額) | | | | 多子世 |
|---------------|----------|------------------------------|---------------------|-----|---------|-----|------|
| | | | 0歳児から2歳児(4月1日現在の年齢) | | | | 帯 |
| | | | 保育標準時間 | | 保育短時間 | | 計算方 |
| | | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 法 |
| | Α | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| | В | 非課税世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| | С | 均等割のみ課税の世帯 所得割額 48,600円未満 | 17,600円 | 0円 | 17,300円 | 0円 | |
| | D1 | 所得割額 57,700円未満 | 24,300円 | 0円 | 23,800円 | 0円 | No.1 |
| | D2 | 所得割額 77,101円未満 | 24,300円 | 0円 | 23,800円 | 0円 | |
| | D3 | 所得割額 97,000円未満 | 24,300円 | 0円 | 23,800円 | 0円 | |
| | Е | 所得割額 169,000円未満 | 31,100円 | 0円 | 30,500円 | 0円 | |
| | F | 所得割額 301,000円未満 | 39,000円 | 0円 | 38,300円 | 0円 | No 2 |
| | G | 所得割額 301,000円以上 | 49,500円 | 0円 | 48,600円 | 0円 | No.2 |

| 保育認定 0歳児から2歳児 ひとり親世帯等 | 階層 | 市民税課税額 | 0歳児から2歳児(4月1日現任の年齢) | | | | 帯 |
|-----------------------|----|------------------------------|---------------------|-----|---------|-----|-------|
| | 区分 | | 保育標準時間 | | 保育短時間 | | 計算方 |
| | | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 法 |
| | Α | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| | В | 非課税世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| | С | 均等割のみ課税の世帯 所得割額 48,600円未満 | 8,000円 | 0円 | 7,800円 | 0円 | |
| | D1 | 所得割額 57,700円未満 | 8,000円 | 0円 | 7,800円 | 0円 | No.1 |
| | D2 | 所得割額 77,101円未満 | 8,000円 | 0円 | 7,800円 | 0円 | |
| | D3 | 所得割額 97,000円未満 | 24,300円 | 們 | 23,800円 | 0円 | |
| | Е | 所得割額 169,000円未満 | 31,100円 | 0円 | 30,500円 | 0円 | |
| | F | 所得割額 301,000円未満 | 39,000円 | 0円 | 38,300円 | 0円 | No.2 |
| | G | 所得割額 301,000円以上 | 49,500円 | 0円 | 48,600円 | 0円 | 100.2 |
| | | | | · | | • | |

保育料(月額)

多子世

【多子世帯の計算(子どものカウント)方法について】下記計算後、第3子以降の保育料は0円です。

①保護者と生計が同一の子や孫等 ②保護者が監護し生計が同一の子ども

認可の教育·保育施設に入園している就学前の子どものうち、最年長の子どもから第1子、第2子とカウン

No.2 | 認可の教育・保育施設に入園しているが、中間では、第3子以降となる子どもは0円です。

- ナース。 ひとり親世帯等とは、子どもが属する世帯が次の①~③のいずれかの世帯です。
- ①母子(父子)世帯、②在宅障害児(者)がいる世帯、③生活保護法に定める要保護者等 4月1日現在の年齢区分で算定します。このため、2歳児が年度途中で3歳の誕生日を迎えても、そ
- 注2 | 4月1口現住の平町に刃 し寿たしるす。こうこうこう の年度中は「0歳児から2歳児」の額となります。(保育認定)

2 副食費(※主食費は市民税額課税額に関わらず徴収されます。)

士舎毒及バ副合毒とまた 久施設が完める類となります

| 土良真次が削良真ともに、台地設がためる領となりより。 | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|--|--|--|
| 区分 | 市民税課税額 | 適用 | | |
| 保育認定(3歳児から5歳児) | 所得割額 57,700円未満 (生活保護世帯を含む) | 免除 | | |
| 休月配在(3歳元かり3歳元) | 所得割額 57,700円以上 | 認可の教育・保育施設に入園している就学前の子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除 | | |
| 保育認定(3歳児から5歳児) | 所得割額 77,101円未満 (生活保護世帯を含む) | 免除 | | |
| ひとり親世帯等 | 所得割額 77,101円以上 | 認可の教育・保育施設に入園している就学前の子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除 | | |
| 1号認定(教育) | 所得割額 77,101円未満 (生活保護世帯を含む) | 免除 | | |
| 亏祕足(教育) | 所得割額 77,101円以上 | 認可の教育・保育施設に入園している就学前の子ども及び小学3年生までの子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子 以降は副食費の徴収免除 | | |

保育料の納付について

私立認定こども園、家庭的保育事業所・・・利用施設に納付します。

公立の園、私立保育園・・・・日立市に納付します。(原則、口座振替)

給食費(主食費及び副食費)の納付について

私立の園・・・利用施設に納付します。

公立の園・・・日立市に納付します。(原則、口座振替)

・ 保育料等は期限内に納付してください。納付が遅れると、法令に基づき、勤務先・金融機関等への調査、督促や差押等の 滞納処分を受けることがあります。また、延滞金は納期限の翌日から1か月間は年2.4%、それ以降は年8.7%の割合で計 算します。(令和8年1月1日から延滞金の割合が変更になる場合があります)